

別表

対象施設	市交付基準	補助率	対象経費
特別養護老人ホーム	大阪府知事通知による配分基準	大阪府知事通知による補助率	大阪府知事通知による対象経費
小規模多機能型居宅介護事業所			

ただし、「大阪府知事通知による配分基準」「大阪府知事通知による対象経費」「大阪府知事通知による補助率」とは、「大阪府介護施設等の整備に関する事業補助金交付要綱（大阪府地域医療介護総合確保基金事業）の制定について」の別紙「大阪府介護施設等の整備に関する事業補助金交付要綱（大阪府地域医療介護総合確保基金事業）」別表３に定められている「２．配分基準」「３．補助率」「４．対象経費」とする。